

斐伊川水系河川整備アドバイザー会議 規約(案)

(名称)

第1条 本会の名称は、斐伊川水系河川整備アドバイザー会議(以下、「会議」と称する。

(目的)

第2条 この会議は、国土交通省中国地方整備局長が作成した「斐伊川水系河川整備計画(国管理区間)」(以下、「整備計画」)に基づき実施している事業の進捗状況や河川整備に関する新たな視点等に関して意見を聴く場として設置するものである。

2. 整備計画の変更を行う場合においては、河川法第16条の2第3項の規定に基づき、学識経験を有する者の意見を聴く場とする。
3. 整備計画の変更等に伴い事業評価が実施される場合は、再評価の対象事業の評価を行い意見を聴くものとする。

(組織等)

第3条 会議の委員は国土交通省中国地方整備局長が委嘱する。

2. 委員は別表に掲げる委員で構成する。
3. 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から1年間とする。ただし、再任を妨げない。
4. 会議に、流域内地方自治体で構成するオブザーバーを置くことができる。
5. 整備計画を変更する場合は、流域内地方公共団体の意見を聴くものとする。

(委員会)

第4条 会議に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。

2. 委員長は会議の運営と進行を総括する。
3. 委員長に事故のあるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長が指名するものが、委員長の職務を代行する。
4. 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

(会議の招集)

第5条 会議は、委員長が事務局等と相談し必要なときに招集する。

2. 委員の代理出席は、原則として認めない。
3. 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第6条 整備計画の変更を伴う場合は原則会議を公開するものとし、公開方法については会議で定めるものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。

(雑則)

第9条 この規定に定めるものの他、必要な事項は会議で諮って定める。

(附則)

この規約は平成27年12月17日から施行する。

<別表>

<委員>

| 氏名 | 職名 |
|-------|-----------------------|
| 浅田 純作 | 松江工業高等専門学校 教授 |
| 有光 礼子 | 元鳥根県景観アドバイザー |
| 飯野 公央 | 鳥根大学法文学部 准教授 |
| 伊藤 智子 | 鳥根県立大学看護学部 教授 |
| 角田 徳幸 | 鳥根県立古代出雲歴史博物館 交流・普及課長 |
| 梶川 勇樹 | 鳥取大学大学院工学研究科 助教 |
| 國井 秀伸 | 鳥根大学 汽水域研究センター 教授 |
| 佐藤 仁志 | (公財)日本野鳥の会 理事長 |
| 清水 伸夫 | 松江市教育委員会 教育長 |
| 清家 泰 | 鳥根大学大学院総合理工学研究科 教授 |
| 中村 幹雄 | 元鳥根県内水面水産試験場長 |
| 長束 勇 | 鳥根大学生物資源科学部 教授 |
| 林 秀司 | 鳥根県立大学総合政策学部 教授 |
| 松見 吉晴 | 鳥取大学大学院工学研究科 教授 |
| 矢島 啓 | 鳥取大学大学院工学研究科 准教授 |

(敬称略 五十音順)

<オブザーバー>

| 氏名 | 役職等 |
|--------|----------------|
| 長谷川 具章 | 鳥取県県土整備部長 |
| 富樫 篤英 | 島根県土木部長 |
| 細川 庸一郎 | 米子市建設部長 |
| 下坂 鉄雄 | 境港市建設部長 |
| 古藤 俊光 | 松江市大橋川治水事業推進部長 |
| 板倉 優 | 出雲市都市建設部長 |
| 小林 勝則 | 安来市基盤整備部長 |
| 森田 一 | 雲南市建設部長 |
| 松島 昭雄 | 奥出雲町建設課長 |
| 那須 忠巳 | 飯南町建設課長 |

(敬称略 全国地方公共団体コード順)